平成23年3月3日 交通政策審議会 第40回港湾分科会 資料 2-1(参考資料)

港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の 開発に関する基本方針について

参考資料

平成23年3月3日 国土交通省港湾局

(参考) 国際海上コンテナターミナルの配置

分類	定義	対象港	
		特定重要港湾	重要港湾
スーパー中枢港湾 (6港)	国際海上コンテナ輸送において、基幹 航路等多頻度・ダイレクト航路網を有し、 大水深、高規格コンテナターミナルの 供給とメガターミナルによる高能率ー体運営等による、我が国のコンテナ貨物の輸送拠点としての役割を担う港湾	東京、横浜、名 古屋、四日市、 大阪、神戸	
中枢国際港湾 (11港)	国際海上コンテナ輸送において、基幹 航路をはじめ多数の航路を有し、高頻 度の輸送サービスを提供し、広域にわ たる背後圏を持ち、我が国の国際海上 コンテナ輸送の中心的な役割を担う港 湾	「スーパー中枢 港湾」+川崎、 堺泉北、下関、 北九州、博多	
中核国際港湾 (8港)	国際海上コンテナ輸送において、中枢 国際港湾を補完する役割を担い、地域 ブロック程度に広がる背後圏の需要を 担う港湾	苫小牧、仙台塩 釜、新潟、清水、 広島	茨城、志布志、 那覇

(参考)港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案

〈日切れ扱い、予算関連法律案〉

我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るため、港湾の種類について国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加する等の見直しを 行い、これらの港湾において国土交通大臣が行う港湾工事の範囲及びその費用に係る国の負担割合を定めるとともに、これらの港 湾におけるコンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社の指定及び当該埠頭等を構成する行政財産の貸付けに係る制度を創設 する等の所要の措置を講ずる。

選択と集中

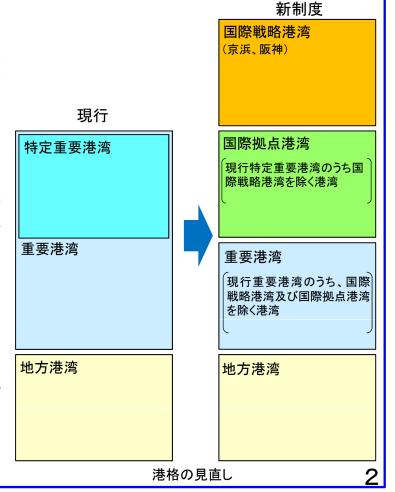
○ 港湾の種類(港格)の見直し

我が国港湾の国際競争力強化のため、国際コンテナ戦略港湾を港湾法上の港格として新たに「国際戦略港湾」と位置付けるとともに、特定重要港湾の名称を「国際拠点港湾」に改める。

〇直轄港湾工事の国費負担率の引き上げ及び対象施設の拡充

国際戦略港湾における高規格コンテナターミナルの係留施設(水深16m以上の耐震強化岸壁)について、直轄港湾工事の国費負担率を7/10とする。これに附帯するコンテナヤードを直轄港湾工事の対象施設に新たに追加する。(国費負担率は2/3)

- 港湾運営会社制度の創設 港湾運営会社制度を創設し、国際戦略港湾及び国際拠点港湾に導入する。
- ○港湾運営会社に対する無利子貸付制度の創設 現在、公社等に限定されている無利子貸付金の貸付対象を国際戦略港湾及び 国際拠点港湾における港湾運営会社に拡大する。



玉

国又は港湾管理者 により指定

財産貸付

行政財産の貸付け

支援

荷役機械などの整備 に係る支援(税制・無 利子貸付)など

監督

公共性確保のための チェック

(運営計画・料金変更 命令・監督命令・大口 株式保有への規制等)

港湾運営会社

運営計画に基づき、港湾運営に関する業務 を一元的に担う

埠頭群の運営業務

料金決定権を確保し、荷主・船社への営業活動

公設民営

荷役機械など(会社が整備)

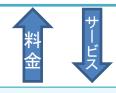
港湾施設 (国·港湾管理者)

関連事業

流通施設の経営など関連事業は 自由に展開



投資家



利用者(船社等)

財産貸付

行政財産の貸付け

協力

- ・港湾運営会社の提案も 踏まえ、港湾計画を作成
- ・臨港地区における行為 の届出の特例

監督

公共性確保のための チェック

(運営計画・料金変更 命令・監督命令・大口 株式保有への規制等) 港湾管理者